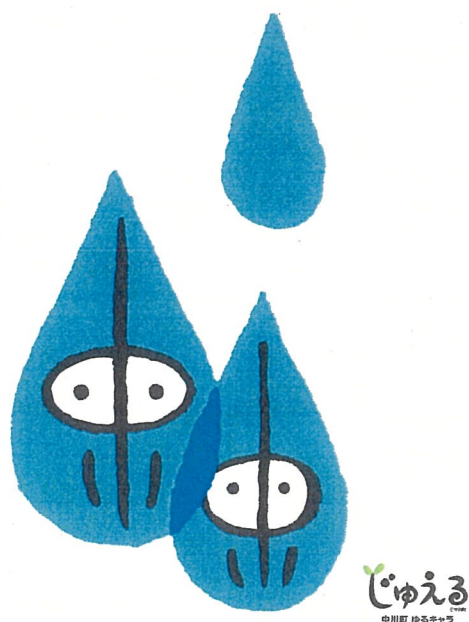


中川町簡易水道事業 経営戦略



令和8年3月
北海道中川町

目 次

1 事業概要	1
(1)事業の現況	1
(2)これまでの主な経営健全化の取組	2
(3)経営比較分析表等を活用した現状分析	2
2 将来の事業環境	2
(1) 給水人口の予測	2
(2) 水需要の予測	3
(3) 料金収入の見通し	3
(4) 組織の見通し	3
3 経営の基本方針	3
4 投資財政計画	3
(1) 投資財政計画(収支計画):別紙のとおり	3
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	3
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	4
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	4

中川町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 北海道中川町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和28年4月1日	計画給水人口	1,560 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	1,233 人
		有収水量密度	0.056 千m ³ /ha

② 施設

水源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	4	管路延長	133.853 千m
	配水池設置数	5		
施設能力	1,310 m ³ /日	施設利用率	67.64 %	

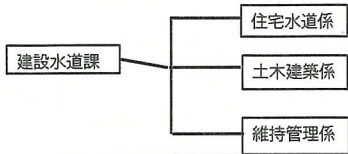
③ 料金

料金体系の 概要・考え方	本町の料金体系は、下記の区分により定める基本料金と超過料金の合計額に消費税相当額を加えた額を料金とし徴収を行っています。				
	<料金表>				
	種別	基本水量		超過料金(m ³ 当たり)	
		水量	金額	水量	金額(1m ³ 当たり)
	家事用	8 m ³	1,590円	8m ³ を超える部分	219円
	営業用	12 m ³	2,743円	12m ³ を超える部分	229円
	団体用(1種)	16 m ³	5,048円	16m ³ を超える部分	329円
	団体用(2種)	10 m ³	2,638円	10m ³ を超える部分	262円
	学校用	24 m ³	6,143円	24m ³ を超える部分	271円
	浴場用	16 m ³	3,400円	16m ³ を超える部分	219円
病院用	40 m ³	16,495円	40m ³ を超える部分	229円	
臨時用	8 m ³	5,133円	8m ³ を超える部分	629円	
営農用	10 m ³	1,200円	10m ³ を超える部分	81円	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 19 年 4 月 1 日				

④ 組織

本町の簡易水道事業は、建設水道課の住宅水道係が所管しております。簡易水道事業以外に、農業集落排水事業や町営住宅に関することも行っており、在職する職員で複数事業を兼務しながら、効率的に職務を遂行しています。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

※建設水道課のうち住宅水道係について

	住宅水道係
61歳～	人
51～60歳	人
41～50歳	1人
31～40歳	1人
～30歳	1人
合計	3人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

簡易水道事業は、平成27年度までは、中川地区簡易水道と佐久地区簡易水道の2つの簡易水道で運営されてきましたが、平成28年度に水道事業の合理化を目的とし、統合認可を受けて平成29年度からは中川町簡易水道1本で事業運営するようになりました。
飲料に適した「安全な水の供給」も、佐久浄水場の新設により、水道推進の改善を図りました。
平成30年度には水道ビジョンを策定・公表し、施設の統廃合や水質検査についての広域連携の検討などをし、財政負担が小さく効果の大きな事業計画を立案しました。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

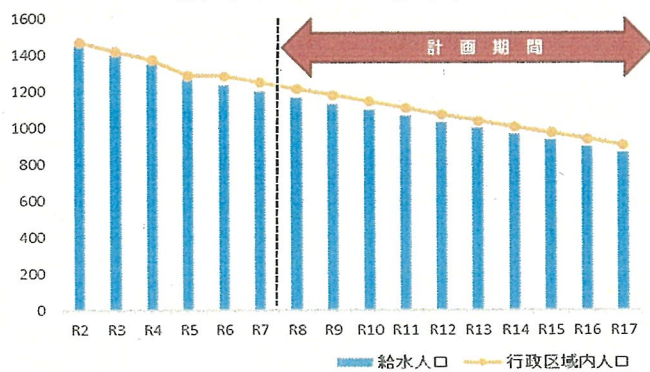
令和6年度決算により策定・公表した「経営比較分析表」を添付いたします。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基に、給水普及率を乗じて算定しました。

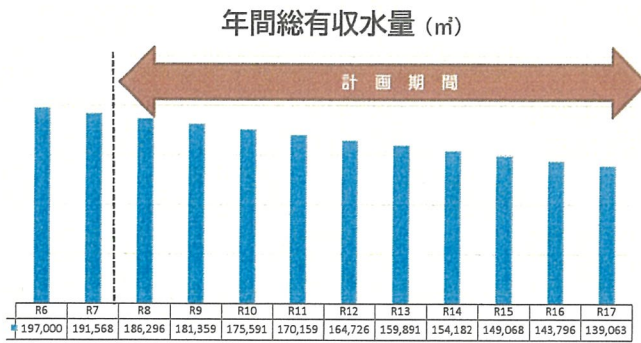
給水人口の予測



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	1,471	1,419	1,374	1,288	1,286	1,251	1,216	1,181	1,146	1,111	1,075	1,041	1,007	973	939	905
給水人口	1,454	1,400	1,352	1,268	1,233	1,199	1,166	1,132	1,099	1,065	1,031	998	965	933	900	868

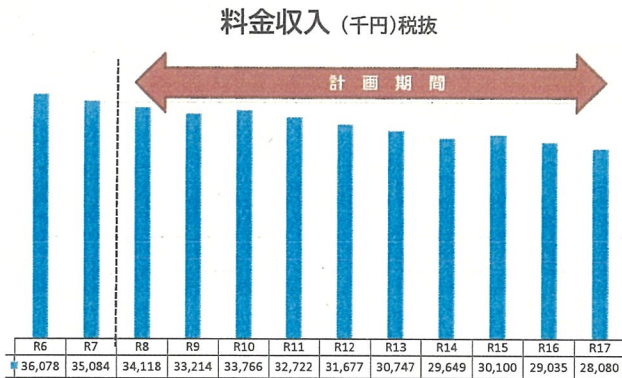
(2) 水需要の予測

簡易水道事業全体において、人口減少が進み、年間有収水量及び有収率は年々減少傾向にあります。



(3) 料金収入の見通し

本計画期間における料金収入は、人口減少および有収水量の減少に伴い、令和6年度36,078万円から令和17年度28,080千円へと減少する見込みです。自然減少が続く中、将来的には料金改定を実施する予定であり、一時的な増収を見込みものの、長期的には給水人口の減少により収入の大幅な回復は見込めない状況です。今後は、有収率の向上や未収金対策を含めた収入確保を講じるとともに、適正な料金水準の確保に努める必要があります。



(4) 組織の見通し

職員数については現状を維持することとし、引き続き1名分の人件費を支弁し、事業運営を行うこととします。

3. 経営の基本方針

給水人口の減少や、施設及び設備の老朽化に伴う更新事業への投資の増大等、今後の簡易水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが予想されますが、住民生活に不可欠なライフラインとして、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、令和8年度から令和17年度までを計画期間とし、以下の基本方針に基づき、事業経営に取り組みます。

- 安全な水の供給
 - ・水源管理や水質管理の徹底により町民に信頼される水の供給を目指します。
- 健全な事業運営を持続できる水道
 - ・将来にわたってサービスを継続するための効率的な維持管理・運営、財源確保をし、安定経営を確立します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	老朽化した施設については、合理化を含めた更新事業を進め、施設の統廃合及び流量監視の強化及び管路の部分更新を進めるとともに、安定的な取送配水と施設の長寿命化を図ってまいります。

施設の更新や補修は、毎年のメーター取替工事のほかに老朽化した導水管・配水管工事など重要度・優先度・老朽化に応じて、事業の平準化を図ります。また、更新の際には将来の有収水量予測を踏まえた適正な施設規模の更新を図ってまいります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水需要の減少等により将来的に料金収入が減少していく中で、本事業の安定的な運営を維持するため、以下の財源確保対策に取り組み、健全な経営に努めます。
-----	--

<p>〈料金収入〉 ・令和10年度及び令和15年度に料金改定を見込んでいます。</p> <p>〈国庫補助金〉 ・国庫補助対象事業の30%を算定</p> <p>〈他会計補助金又は出資金〉 ・国が示す繰出基準に基づき算定した基準内繰入金のほか、料金改定を実施してもなお不足する損益収支不足額を補てんするため基準外繰入金を一般会計から繰り入れる試算としています。</p> <p>〈企業債〉 ・建設改良費から特定財源(国庫補助金、出資金等)を控除した額に対し、起債を充てる予定としています。</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>〈委託料〉 ・令和6年度の実績値を元にして、物価上昇率を加味して試算しています。</p> <p>〈修繕費〉 ・保守点検等の結果を踏まえ、緊急度・優先度を考慮し実施を進めてまいります。物価上昇率を加味して試算しています。</p> <p>〈動力費〉 ・令和6年度決算額を元にして、物価上昇率を加味して試算しています。</p> <p>〈人件費〉 ・今後も現在の体制を維持していく予定です。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	地理的な条件から他町とハード統合は難しいものと考えます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現時点での適用性の判断は難しいものと考えます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	アセットマネジメントにより、投資の平準化等に取り組むこととします。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	人口動向及びそれに伴う水需要を勘案し、老朽化に伴う施設の更新の機会を活用したダウンサイジングを検討します。
施設・設備の合理化 (スパックダウン)	上記ダウンサイジングと同様です。
その他の取組	該当ありません。

② 財源についての検討状況等

料 金	令和10年度から2段階の従量制を導入し料金改定を行います。また5年ごとに経営審議会を行い、資産と経営の見直しを行い料金改定を検討いたします。
企 業 債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。
繰 入 金	一般会計からの繰り入れに過度に依存することのないよう資金繰りに努めていきます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特筆すべき活用できる資産はありません。
その他の取組	該当ありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA(計画・実施・検証・見直し)サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理をし、と少なくとも5年に1回の頻度での見直しを行います。計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じ、将来にわたって安定的に経営を継続していくための収支計画を策定していきます。
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度												
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収入	1. うち資本費平準化債	34,400	48,600	27,400	1,200	68,300	6,700	17,200	21,200	37,300	5,700	34,700	14,800
	2. 他会計出資金	50,785	55,769	45,218	34,856	28,480	29,573	28,190	29,806	27,697	29,286	27,371	26,075
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計借入金												
	5. 他会計借入金												
資本的支出	1. 国・都道府県補助金	16,666	27,032	9,324	599	35,298	3,463	7,959	9,890	17,316	2,231	15,984	6,727
	2. 固定資産売却代金	5,584											
	3. 工事負担金												
	4. その他												
	5. その他	107,435	131,401	81,942	36,655	132,078	39,736	53,349	60,896	82,313	37,217	78,055	47,602
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	107,435	131,401	81,942	36,655	132,078	39,736	53,349	60,896	82,313	37,217	78,055	47,602
	(B)												
	(C)	107,435	131,401	81,942	36,655	132,078	39,736	53,349	60,896	82,313	37,217	78,055	47,602
	(A)-(B)	107,435	131,401	81,942	36,655	132,078	39,736	53,349	60,896	82,313	37,217	78,055	47,602
	(C)	107,435	131,401	81,942	36,655	132,078	39,736	53,349	60,896	82,313	37,217	78,055	47,602
資本的支出	1. 建設改良費	107,736	132,968	75,465	9,605	182,723	24,865	58,272	64,577	108,841	41,595	91,985	47,203
	2. 企業債償還金	41,248	43,057	36,175	30,485	31,727	33,581	34,540	34,351	33,790	33,126	31,357	29,968
	3. 他会計長期借入金返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
資本的収入	計	148,984	176,025	111,640	40,090	214,450	58,446	92,812	98,928	142,631	74,721	123,352	77,171
	(D)												
	(E)	41,549	44,624	29,698	3,435	82,372	18,710	39,463	38,032	60,318	37,504	45,297	29,569
	(D)-(E)	107,435	131,401	81,942	36,655	132,078	39,736	53,349	60,896	82,313	37,217	78,055	47,602
	(C)	107,435	131,401	81,942	36,655	132,078	39,736	53,349	60,896	82,313	37,217	78,055	47,602
資本的支出	1. 繰上り定額留保資金	41,549	44,624	29,698	3,435	82,372	18,710	39,463	38,032	60,318	37,504	45,297	29,569
	2. 繰上り剰余金処分												
	3. 繰上り工事資金												
	4. その他												
	計	41,549	44,624	29,698	3,435	82,372	18,710	39,463	38,032	60,318	37,504	45,297	29,569
繰上り定額留保資金	(F)	41,549	44,624	29,698	3,435	82,372	18,710	39,463	38,032	60,318	37,504	45,297	29,569
	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(G)												
	(H)	677,796	683,339	674,564	645,279	681,852	654,971	637,631	624,480	627,990	600,564	603,907	588,739
	計	677,796	683,339	674,564	645,279	681,852	654,971	637,631	624,480	627,990	600,564	603,907	588,739

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度												
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益的収支	うち基準内繰入金	81,900	108,520	111,532	115,941	116,264	132,834	132,425	122,308	127,573	132,025	135,964	139,930
	うち基準外繰入金	36,011	4,993	5,129	5,279	4,850	4,951	5,607	5,579	5,593	5,528	5,642	5,795
	うち繰上り繰入金	45,889	103,527	106,403	110,662	111,414	127,883	126,818	116,729	116,729	121,980	126,497	134,135
資本的収支	うち基準内繰入金	50,785	55,769	45,218	34,856	28,480	29,573	28,190	29,806	27,697	29,286	27,371	26,075
	うち基準外繰入金												
	うち繰上り繰入金												
合計	うち基準内繰入金	50,785	22,759	14,856	7,634	28,480	29,573	28,190	29,806	27,697	29,286	27,371	26,075
	うち基準外繰入金	132,685	164,289	156,750	150,797	144,744	162,407	160,615	152,114	155,270	161,311	163,335	166,005
	計	132,685	164,289	156,750	150,797	144,744	162,407	160,615	152,114	155,270	161,311	163,335	166,005

原価計算表

供用開始年月日 昭和 28 年 12 月 17 日
 処理区域内人口 1,251

計算期間 自 令和 8 年 4 月
 至 令和 13 年 3 月

(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円	千円	千円	千円
	36,078	33,099		33,099
給水装置工事費	-	-		-
その他	-	2		2
合 計	36,078	33,101	-	33,101

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
浄水及び送水費				
人件費				
給料	-	-	-	-
諸手当	-	-	-	-
福利費	-	-	-	-
浄水用薬品費	1,859	1,973	39	1,934
電力費	11,224	11,915	234	11,681
修繕費	4,704	4,704	92	4,612
減価償却費	-	-	-	-
その他	4,849	4,809	94	4,715
小 計	22,636	23,402	459	22,943
配水費				
人件費				
給料	-	-	-	-
諸手当	-	-	-	-
福利費	-	-	-	-
電力費	-	-	-	-
修繕費	-	1,990	39	1,951
減価償却費	-	-	-	-
その他	35,519	51,133	-	51,133
小 計	35,519	53,122	39	53,083
一般管理費				
人件費				
給料	2,760	3,252	64	3,188
諸手当	1,520	1,796	35	1,761
福利費	886	1,139	22	1,117
備用品費	45	65	1	64
消耗品費	-	-	-	-
通信運搬費	-	-	-	-
光熱費	-	88	2	86
修繕費	-	-	-	-
公課	-	-	-	-
支払利息	6,416	7,160	141	7,019
減価償却費	159,983	141,333	2,774	138,559
その他	13,352	31,741	623	31,118
小 計	184,962	186,572	3,662	182,910
合 計 (Y)	243,117	263,096	4,160	258,936

資産維持費(Z)	-
料金対象経費(Y)+(Z)	258,936

(X)/((Y)+(Z))*100= 12.78

<料金水準についての説明>

本計画期間における料金収入は33,099千円を見込んでいます。一方料金対象経費は258,936千円となっており、経費回収率は12.78%にとどまっています。
 このことから、本事業は料金収入のみでは必要経費を賄うことができず、大部分を一般会計繰入金に依存する構造となっています。簡易水道事業は給水人口1,251人と小規模であり、施設維持管理費や減価償却費の固定秘話割合が高いため、スケールメリットが働きにくい状況にあります。
 今後も人口減少により有収水量の減少が見込まれる中、現行料金水準のままでは経営の自立性確保は困難であることから、「維持管理費の縮減・適正な料金水準の検討など」を段階的に進め、将来的な経費回収率の改善を図る必要があります。

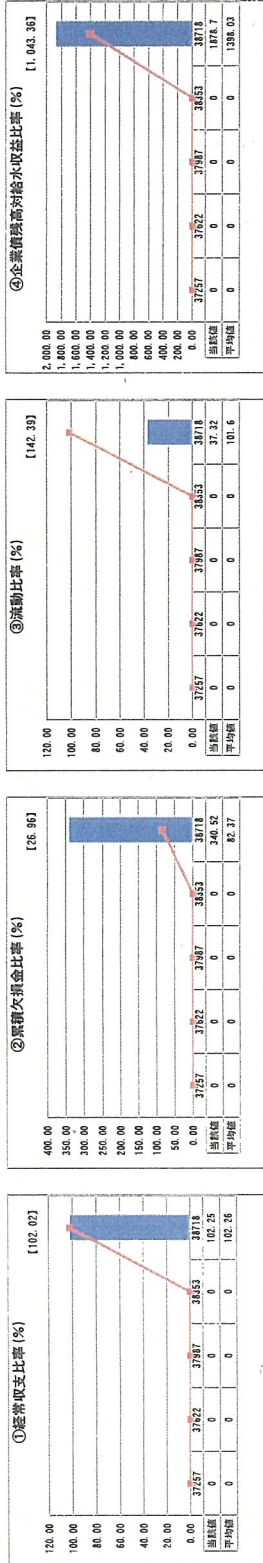
- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に保るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表 (令和6年度決算)

北海道 中川町	業種名	新設団地区分	管理者の情報
法適用	水道事業	C4	自治体職員
資金不足比率 (%)	普及率 (%)	12月20日3当り家賃料金 (円)	
70.57	88.56	4,629	
			面積 (km ²)
			594.74
			給水区域面積 (km ²)
			7.50
			人口 (人)
			1,269
			現在給水人口 (人)
			1,233
			人口密度 (人/km ²)
			2.13
			給水人口密度 (人/km ²)
			164.40

グラフ凡例
 当該団体の実績値 (当該年度)
 類似団体平均値 (平均値)
 令和6年度全国平均

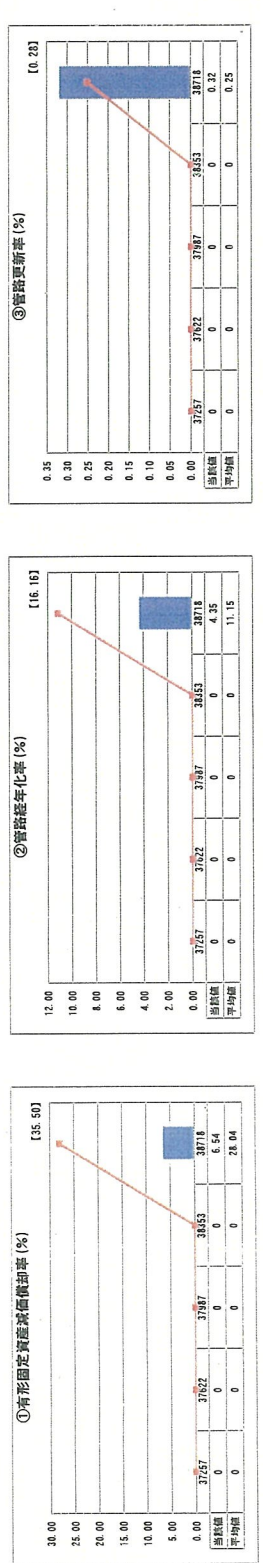
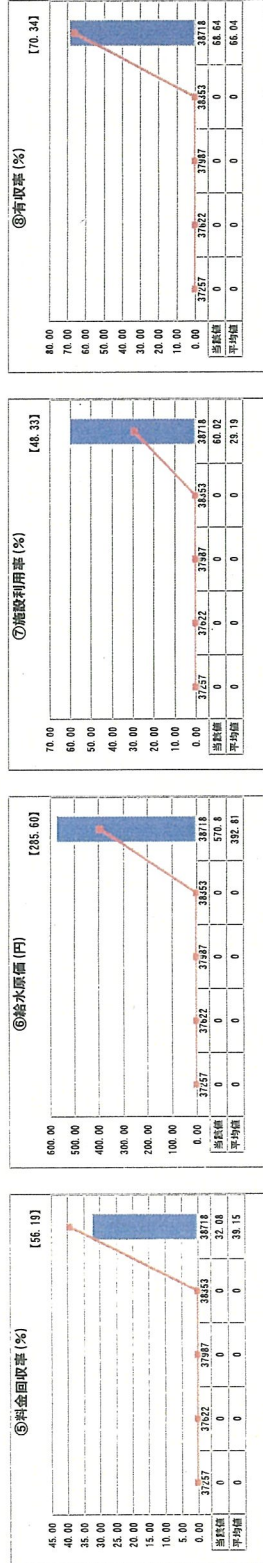
1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 経常取支比率は100%以上であり、単年度取支におおいては、健全経営が行われているが、将来的な人口減少に伴って給水取支の減少が見込まれるため、更なる経営効率化に努める必要がある。
 企業債積高の発生があるので経営改善に努める必要がある。
 給水人口の減少、節水意識からの使用水量の減少等から、料金回収率は低くなっている。引き寄せ費用削減に努める必要がある。また、給水人口の減少に伴って給水区域面積が縮小する可能性があるため、節水意識の向上に努める必要がある。
 今後給水人口の減少は避けられないため、将来的に適切な経営計画を策定していく必要がある。今後、配水区域の拡大や配管の老朽化による漏水の発生を抑制し、配管等の漏水対策を推進し、有取率の向上に努める。

2. 老朽化の状況



全体総括

令和6年度から公営企業会計の適用となっている。今後の料金回収率や住民サービス等の更なる向上を行うことが必要である。
 節水意識の向上により、漏水箇所を早急に対処し、経費削減の効果が期待される。また、経費削減の観点から、配管の老朽化による漏水の発生を抑制し、配管等の漏水対策を推進し、有取率の向上に努める必要がある。
 今後、配管の老朽化による漏水の発生を抑制し、配管等の漏水対策を推進し、有取率の向上に努める。また、将来的な人口減少に伴って給水取支の減少が見込まれるため、更なる経営効率化に努める必要がある。
 企業債積高の発生があるので経営改善に努める必要がある。
 給水人口の減少、節水意識からの使用水量の減少等から、料金回収率は低くなっている。引き寄せ費用削減に努める必要がある。また、給水人口の減少に伴って給水区域面積が縮小する可能性があるため、節水意識の向上に努める必要がある。
 今後給水人口の減少は避けられないため、将来的に適切な経営計画を策定していく必要がある。今後、配水区域の拡大や配管の老朽化による漏水の発生を抑制し、配管等の漏水対策を推進し、有取率の向上に努める。

中川町簡易水道事業経営戦略

令和8年3月

北海道中川町建設水道課

TEL : 01656-7-2815

FAX : 01656-7-2440

メール : nakagawa-kensui@town.nakagawa.hokkaido.jp